

より御歸城之時分、春日之前へ裝束仕罷出候て御目見仕候。御覽被成、殊勝におじやると御意に候。御供中どつと笑ひ候へば逃込申候と、川縁市丞咄承る。とあり。右掃除坊主は高井三喜と稱しけるを、神主と成り吉田家よりの許狀を請け、高井大和と改稱すと高井氏の傳記に載せたり。

此の時代の書簡類多く傳來する中に、左のものあり。加州河北郡山上春日社人、近年依令斷絶、糾古之社家筋、其方事氏子共就理被仰付候條、可成其意候也。

寛永十三年九月十三日

横山大膳亮康玄 判

奥村因幡守易英 判

高井三喜

加州河北郡山野上村春日之社神主居屋敷參百歩之處、以山野上村領之内被下置候條、全可致支配之旨被仰出者也。

寛永十五年九月八日

横山山城守長知 判

本多安房守政重 判

春日社神主

○少彦名神祠

此の祠は小坂神社の末社にて境内にあり。祠前に石碑を建

てたり。碑文に云ふ。

金城之東有山、稱曰春日、乃置春日神廟以鎮焉。天明某年、建少彦名命廟於其側焉。蓋古昔而來祀、爲救災疾之神也。乃吾藩政侍醫丸山氏、以其家舊所藏之像、奉安於斯焉云。寛政丁巳、今祀官高井氏、修造其祠宇。都内業醫者、自邇而還、亦皆從而祀。歲時或賽神會、凡所禱請、照答影響胡然而協也。云々。

寛政十二年冬十一月中浣 金澤隱醫藤田義郷建

明倫堂學士目河合良温謹撰

○鳴波瀧

三州志藝叢餘考に云ふ。金澤春日社地。本有小瀑。於此邊辨慶喜安宅關無恙驗。設酒安醉舞。歌那留波瀑水。此事載北國巡杖記者而上木。又白石神書。宮樞介爲義經設酒宴於春日山云。然考義經記之義。義經不經過金澤。則此說後人自演劇曲辭爲附會者、並不足取。と註記す。平次按するに、三州志の辯論實にさる事なりといへども、今以て人口に膾炙すれば、俗談ながら左に載之。

○鳴波瀧之俗傳

俳人北菫の北國巡杖記に云ふ。鳴はの瀧といふは、河北郡春日の社境にあり。古昔源義經似山伏と成り奥へ下られける時、加賀國富樫某頼朝の命に隨ひ、同國安宅の浦に新關を建て、毎日山伏を止めけるに、武藏坊辨慶が忠謀の厚き事を感じ、富樫が情にて落しぬ。依りて拔群に逃げ伸びて、卯辰山の毘沙門の社地にかゝり、今は心の儘なればと、篠懸を脱ぎて傍の松ヶ枝に懸けたり。今に一本松とて古松一樹あり。さて暫し下りて春日の宮居を伏拜み過ぎ給ふに、富樫酒肴を携へ來り、此の瀧の平岩に圍居して酒宴をなし、讒者の爲にかゝる御身を忍ばせ給ふ事のいたはしきよと、懇にもてなしけり。此時武藏坊一曲を奏で、鳴るは瀧の水とうたひしより、今に至りかく呼べりとぞ。されども今の所は古の舊跡にあらず。此奥に舊地ありとぞ。と記載せり。今按するに、奥の舊地といふは、春日山の山中天賀谷といふ處にありとなり。享保十二年に撰述せし春日社記に云ふ。天賀谷靈泉名延年瀧。依有延年之稱祭祀之日社司以斯水釀醪酒。稱天甜酒。爲神供。萬治三年來令本居酒商山上町鋤屋某釀之。子孫到今人呼爲神酒酒屋。里民

相傳、武藏坊辨慶隨義經之微行。經過斯地之時。汲瀧水于所携螺貝飲之。奏鳴波瀧乃水舞曲。故又號鳴波瀧。とあり。此の傳説にては、春日山の山中なる瀑なりし事知られけり。又山本信有の孝經樓漫筆に、加州の坂井順元曰く、三十年許以前に加州へ殘月といふ六十ばかりの老僧來りて、加州城下の犀川・淺野川の東西に流るゝを見て、昔此の水南北へ流れ、かく流れざりしといふ事より起りて、城下の春日山といふを見て、此山にて義經を富樫が酒宴せし事こそ有りつれ。安宅の關より跡を追ひ、おのが館の山にて酒宴したりき。昔物語りに、判官殿十二人の作り山伏にて通られしなどいふ事、跡かたもなき事なり。其時こゝを通られしに、百四五十人許にて有りつる也といへり。此殘月が住居を能く尋ねれば、越後の田中といふ驛の邊に一室をつくりて、小松原素雪といふ六十許の者と同宿してあり。穀を絶ちて食はず。松脂をねりて服餌す。二人共にいかなるものともしらず。誰ともなしにいひ出していひ傳へし處は、殘月は常陸坊海尊、小松原は龜井六郎なりといふ。昔の事とへば答へずとあり。平次按するに、